

## 北谷町住居表示ニュース 第3回

北谷町ではわかりやすい住所となるよう住居表示制度を導入することになりました。この制度を皆様へ知って頂くため、“北谷町住居表示ニュース”として不定期配信していきます。

### 住民説明会を開催しました

住居表示を実施する区域にお住まいの方、事業者様を対象に、住民説明会を開催しました。

開催日時	開催場所	参加人数
令和元年5月21日 午後2:00	北谷町役場1階	8名
5月22日 午後2:00	レセプションホール	2名
5月23日 午後7:00		7名

#### 説明会の内容

- ・住居表示の方法
- ・実施する区域について
- ・新しい町の名称（案）について
- ・住居表示実施後の住所変更の手続きについて
- ・住居表示の実施時期と今後のスケジュールについて

これまで説明会を開催してきましたが、今回の説明会では、新しい町の名称（案）について、具体的な説明を行いました。

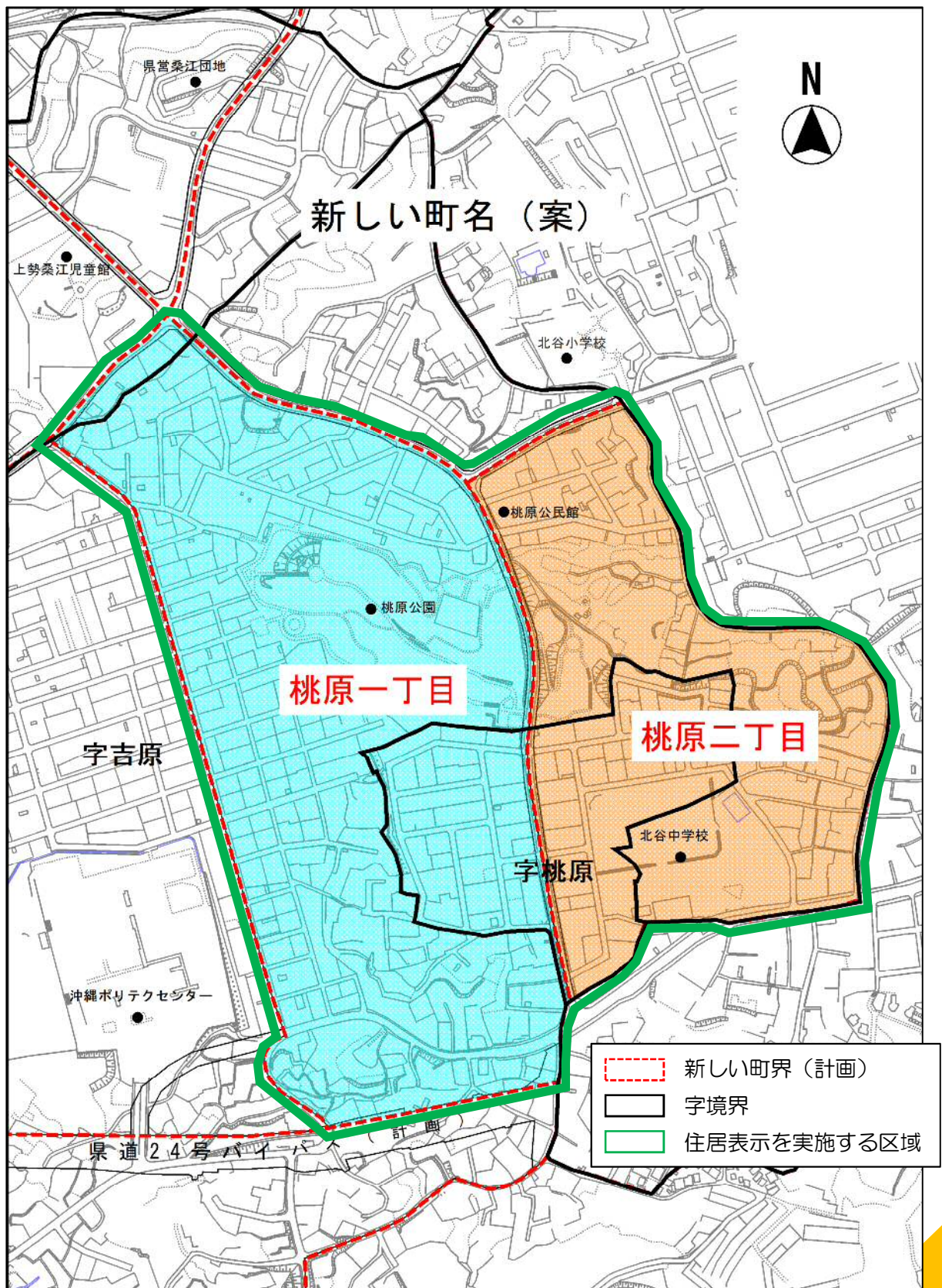


説明会の様子

## 新しい町の名称、町名(まちめい)案について

住居表示を実施する区域について、新しい町名をそれぞれ

「桃原一丁目」、「桃原二丁目」としたいと考えています。



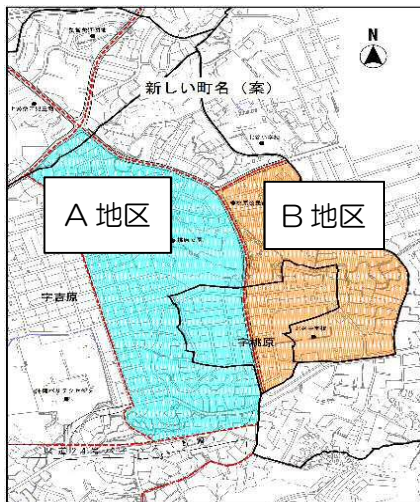


# 新しい町名をつけるときのポイント

## ステップ① まちの名称を考える

新しい町の名を付ける際、住居表示に関する法律によると、「できるだけ従来の町の名に準拠して定めなければならない」とされています。

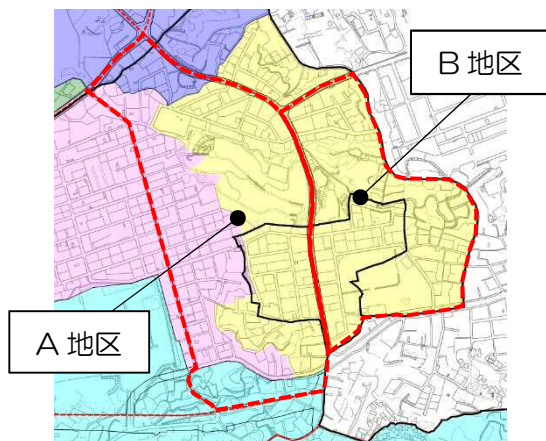
「従来の町の名」には、地域の歴史、伝統、文化の上で由緒ある名称や、地域に親しみ深いものの名も含まれます。A, B 両地区の従来の名称である“吉原”“桃原”がそれぞれどちらにも含まれています。



A 地区、B 地区とも“吉原”“桃原”の面積割合は“吉原”のほうが大きいため、通常なら“吉原”という名称をそのまま付けることが住居表示に伴う名称変更の一般的な考え方といえます。

しかし、“吉原”という地域は広く、6つの行政区が存在しているため、地域に親しみ深い行政区の名前を町の名としてつけることとしました。

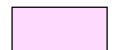
### 地区別行政区の面積割合



桃原(とうばる)区



栄口(えぐち)区



謝苺(じゃあがる)区



上勢(かみせい)区



A 地区内の行政区	面積
桃原	0.115 km <sup>2</sup>
栄口	0.081 km <sup>2</sup>
謝苺	0.018 km <sup>2</sup>
上勢	0.016 km <sup>2</sup>

B 地区内の行政区	面積
桃原	0.13 km <sup>2</sup>
-	
-	
-	

これにより、A・B 両地区の名は、行政区面積割合の大きい“桃原”としました。

## ステップ② <sup>ちょうめ</sup> “丁目” をつけるときのルールを考える

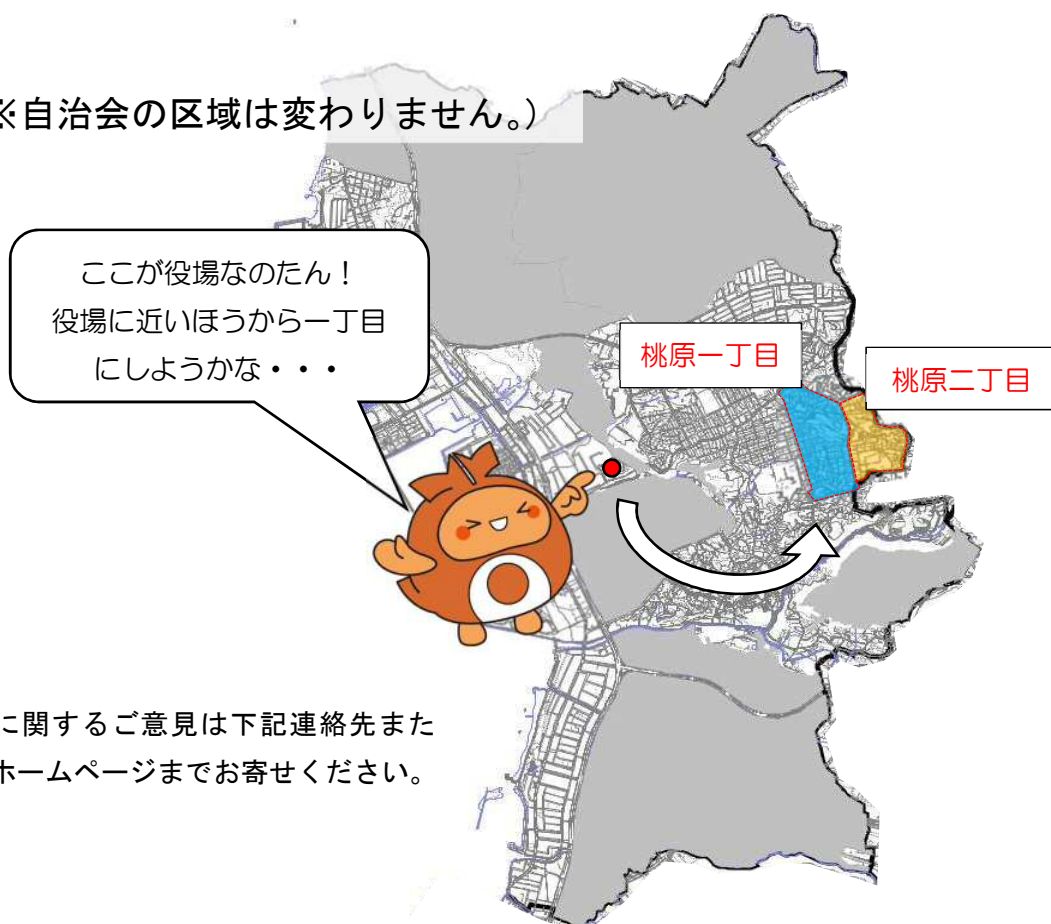
ステップ①ではA・B両地区とも“桃原”という同じ名称としました。次はA・B地区を区別するため“丁目”をつけていきます。

“丁目”は、北谷町内で目印となる施設などを中心にして距離の近いほうから“一丁目”とし、放射状または環状に二丁目、三丁目と付けていくルールとします。

北谷町では目印となる施設を北谷町役場としました。役場は北谷町の地理的にみてほぼ中央に位置しているため、丁目をつける際の起点となりうる場所と考えました。

これにより、A地区は「桃原一丁目」、B地区は「桃原二丁目」としました。

(※自治会の区域は変わりません。)



第3回 北谷町住居表示ニュース 令和元年7月

お問い合わせ  
北谷町役場都市計画課計画係  
直通：098-982-7703  
FAX：098-926-2174